



愛媛県報

令和7年6月6日金曜日 第616号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）… 451
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……………（ ）… 452
- 建設業法第29条の2の規定による公告……………（土木管理課）… 452
- 東予港湾湾計画の変更の概要……………（港湾海岸課）… 452
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課）… 453
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要……………（東予地方局環境保全課）… 453
- 土地改良区的管理規程の変更の認可……………（東予地方局農村整備課）… 454
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）……………（ ）… 455
- 介護員養成研修事業者の指定……………（中予地方局地域福祉課）… 455
- 道路の供用開始（県道西条久万線）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 455
- 土地改良区の定款変更の認可……………（南予地方局農村整備課）… 455
- 道路の区域変更（県道大洲野村線外）……………（南予地方局西予土木事務所）… 455

公 告

- 通信機能付き電子線量計システム改修業務の委託……………（原子力安全対策課）… 456
- 登録販売者試験の実施……………（薬務衛生課）… 457
- 職業訓練指導員試験の実施……………（労政雇用課）… 457
- 厨房機器備品の購入……………（会計課）… 457

監査委員告示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示……………（監査事務局）… 458

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第587号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル松山空港通り店
松山市高岡町383番1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋 亮太
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表取締役 石橋 亮太

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年1月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,925平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
157台
イ 駐輪場の収容台数
48台
ウ 荷さばき施設の面積
210平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
46.43立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和7年5月21日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛

媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第588号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年6月6日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出 年月日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場 1番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか47者	イオンリテール株式会社 ほか45者	令和7年 3月1日 ほか	令和7年 5月23日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第589号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2の規定に基づき、次の建設業者の営業所の所在地又はその所在が確知できないので公告する。

令和7年6月6日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可 年月日	商号又は名称	代表者氏名
(般-4)第15098号	令和4年 8月9日	森松建設	森松 浩司

○愛媛県告示第590号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和7年6月6日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要（平成17年5月愛媛県告示第1028号）、東予港港湾計画の変更の概要（平成25年9月愛媛県告示第1027号）、港湾計画の変更の概要（令和元年5月愛媛県告示第88号）及び港湾計画の変更の概要（令和5年1月愛媛県告示第45号）によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 臨港交通施設計画

道路

既定計画を変更する事項

名称	起点	終点	車線数
臨港道路 ひうち線	2号地埠頭	都市計画道路 国道朔日市線	2

既定計画を削除する事項

名 称	起 点	終 点	車線数
臨 港 道 路 ひうち緑地線	ひ うち 緑 地	臨 港 道 路 ひ うち 線	2

(2) 港湾環境整備施設計画

緑地

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）
西 条	3

(3) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
西 条	17（17）	埠頭用地
	12（12）	港湾関連用地
	455（455）	工業用地
	9（9）	交通機能用地
	3（3）	緑地

注（ ）の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第591号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和7年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

星越G地区

次に掲げる座標の土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱18号から標柱1号までを結んだ線に囲まれた区域

座 標	標 柱
北緯33度56分47秒6710、東経133度15分53秒4567	1号
北緯33度56分46秒8382、東経133度15分52秒3279	2号
北緯33度56分46秒1799、東経133度15分49秒8222	3号
北緯33度56分47秒2330、東経133度15分49秒2476	4号
北緯33度56分49秒0274、東経133度15分50秒3145	5号
北緯33度56分49秒5236、東経133度15分50秒3303	6号
北緯33度56分50秒1997、東経133度15分50秒0915	7号
北緯33度56分50秒9809、東経133度15分49秒8554	8号
北緯33度56分51秒7635、東経133度15分49秒8269	9号
北緯33度56分52秒3130、東経133度15分49秒7608	10号
北緯33度56分53秒0451、東経133度15分49秒6749	11号
北緯33度56分53秒6673、東経133度15分49秒8208	12号
北緯33度56分54秒2153、東経133度15分50秒0137	13号
北緯33度56分54秒4782、東経133度15分49秒8541	14号

北緯33度56分54秒7129、東経133度15分50秒5529	15号
北緯33度56分54秒6227、東経133度15分51秒1825	16号
北緯33度56分53秒8626、東経133度15分51秒3376	17号
北緯33度56分50秒0182、東経133度15分52秒5584	18号

○愛媛県告示第592号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、西条市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/0110989.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年6月6日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社クラレ

岡山県倉敷市酒津1621番地

代表取締役 川原 仁

2 事業場の名称及び所在地

株式会社クラレ西条事業所

西条市朔日市892番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第46号イ、第74号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む）及び排出水の量（排水系統別の量を含む）

5 特定施設に関する事項

ばっき凝集沈殿処理施設

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.0～7.0 最大 5.0～8.5	通常 5.0～7.0 最大 5.0～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 17.1 最大 29.6	通常 17.1 最大 29.6
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.5 最大 30.0	通常 5.5 最大 30.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.6 最大 22.6	通常 4.6 最大 22.6
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.34 最大 1.05	通常 0.34 最大 1.05
	汚水等の 日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 15,643 最大 19,122	通常 15,644 最大 19,123

6 汚水等の処理施設に関する事項

ばっき凝集沈殿処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.0～7.0 最大 5.0～8.5	通常 5.0～7.0 最大 5.0～8.5	通常 5.0～7.0 最大 5.0～8.5	通常 5.0～7.0 最大 5.0～8.5
	化学的酸素 要求量（単 位 1 リッ トルにつ きミリグ ラム）	通常 18.0 最大 32.4	通常 17.1 最大 29.6	通常 18.0 最大 32.4	通常 17.1 最大 29.6
	浮遊物質量 （単位 1 リットル につきミ リグラム）	通常 6.9 最大 30.0	通常 5.5 最大 30.0	通常 6.9 最大 30.0	通常 5.5 最大 30.0
	窒素含有量 （単位 1 リットル につきミ リグラム）	通常 4.6 最大 22.6	通常 4.6 最大 22.6	通常 4.6 最大 22.6	通常 4.6 最大 22.6
	燐含有量 （単位 1 リットル につきミ リグラム）	通常 0.34 最大 1.05	通常 0.34 最大 1.05	通常 0.34 最大 1.05	通常 0.34 最大 1.05
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 15,643 最大 19,122	通常 15,643 最大 19,122	通常 15,644 最大 19,123	通常 15,644 最大 19,123

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
排水口№1

汚水等の汚 染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5.5～8.5 最大 5.5～8.5	通常 5.5～8.5 最大 5.5～8.5
	化学的酸素 要求量（単 位 1 リッ トルにつ きミリグ ラム）	通常 5.7 最大 9.4	通常 5.7 最大 9.4
	浮遊物質量 （単位 1 リットル につきミ リグラム）	通常 2.0 最大 10.0	通常 2.0 最大 10.0
	窒素含有量 （単位 1 リットル につきミ リグラム）	通常 2.0 最大 7.9	通常 2.0 最大 7.9
	燐含有量 （単位 1 リットル につきミ リグラム）	通常 0.10 最大 0.30	通常 0.10 最大 0.30
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 54,954 最大 66,614	通常 54,955 最大 66,615

備考 この他に雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、道前平野土地改良区の志河川ダム（管理所、電気施設、通信施設、その他の附帯施設を含む。以下「ダム」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規

程の概要を次のとおり公告する。

令和7年6月6日

愛媛県東予地方局長 河 上 芳 一

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア ダムの満水位は標高133.70メートル、低水位は標高117.90メートルとする。

イ ダムの水位は、取水塔に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

ウ ダム管理責任者（以下「管理者」という。）はダム容量配分計画により毎年ダムに貯水するものとする。

エ かんがい用水のための利用は、標高117.90メートルから標高133.70メートルまでの容量、最大955,000立方メートルを利用して行うものとする。

(2) 放水に関する事項

ア ダムから放流を行う場合の放流量は、洪水時を除き、原則として下流の水位に急激な変動を生じないようにしなければならない。

イ 管理者は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認められるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(3) 取水に関する事項

ア かんがい期間は、左岸16号分水工ブロックかんがい期にあつては6月6日から10月6日まで、道前平野地区裏作及び樹園地かんがい期にあつては、10月7日から翌年の6月5日までとする。

イ かんがい用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる量を基準とする。

(ア) 6月6日から7月10日までは、毎秒0.417立方メートルとする。

(イ) 7月11日から10月6日までは、毎秒0.298立方メートルとする。

(ウ) 10月7日から翌年6月5日までは、毎秒0.353立方メートルとする。

(エ) 年間総量は、1,930,000立方メートルとする。

2 その他管理規程に記載されている事項

(1) ダムの操作、点検及び整備に関する事項

ア 取水口ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

(ア) 貯留制限流量を放流する必要があるとき。

(イ) かんがい用水を取水する必要があるとき。

(ウ) ダムの点検もしくは整備のため必要があるとき。

(エ) 別に定める事前放流等実施要領により、水位を低下させ、空き容量を確保する必要があるとき。

(オ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

イ 放流ゲート及び副ゲートは、次の各号の一に該当する場合に限り、これを操作するものとする。

(ア) 貯留制限流量を放流する必要があるとき。

(イ) かんがい用水を取水する必要があるとき。

(ウ) ダムの点検もしくは整備のため必要があるとき。

(エ) 別に定める事前放流等実施要領により、水位を低下させ、空き容量を確保する必要があるとき。

(オ) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。
ウ 管理者は、ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。

(2) 緊急事態における措置に関する事項

ア 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒態勢をとらなければならない。

(ア) 松山地方気象台からダムの直接修集水地域が該当する予報区東予東部の西条市区域に、大雨・洪水注意報又は警報が発せられたとき。

(イ) その他洪水が予想されるとき。

イ 管理者は、松山地方気象台から愛媛県西条市において震度階級4以上の地震が発表されたとき又はダム底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上である地震のときは、直ちに堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めたときは速やかに必要な措置をとらなければならない。

ウ 管理者は、ダムの貯水状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案して、かんばつの恐れがあると認めたときは、関係機関と協議し、取水に関する節水計画をたて、著しい用水不足を生じないよう努めなければならない。

(3) その他施設の管理に関し必要な事項

ア 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

(ア) 気象関係

天気、気温、降雨量

(イ) 水象関係

水位、流入量、放流量、取水量

イ 管理者は、毎年1回又は洪水の直後で必要があると認めたときは、ダムの堆砂状況を調査しなければならない。

ウ 管理者は、堤体に設置された測定機器により、揚圧力、漏

水量について調査又は観測を行わなければならない。

エ 管理者は、ダム管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

(ア) ア、イ及びウによる調査又は観測の結果

(イ) ダムの状況及び点検整備に関する事項

(ウ) 緊急時における措置に関する事項

(エ) ゲートの操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、取水量又は放流量

(オ) その他ダムの管理に関する事項

○愛媛県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市小松町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年6月6日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

○愛媛県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市橘土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年6月6日

愛媛県東予地方局長 河上芳一

○愛媛県告示第596号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロの規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

令和7年6月6日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指定年月日
株式会社vp a	愛媛県松山市北条辻1410番地8	介護職員初任者研修通学課程	令和7年5月26日

○愛媛県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町久万438番1地先から同町久万461番1まで	令和7年6月6日

○愛媛県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宇和海地区土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年6月6日

愛媛県南予地方局長 大崎陳洋

○愛媛県告示第599号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬3066番地先から 同町高瀬3051番地先まで	旧	メートル 5.3～ 8.2	キロメートル 0.057	
		西予市野村町高瀬3066番地先から 同町高瀬3051番地先まで	新	8.9～14.2	0.057	
〃	肱川公園線	西予市野村町予子林6446番 1 地先から 同町予子林6303番 2 まで	旧	4.6～ 9.4	0.144	
		西予市野村町予子林6446番 1 地先から 同町予子林6303番 2 まで	新	8.2～22.3	0.142	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

通信機能付き電子線量計システム改修業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

通信機能付き電子線量計システム改修業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書等による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

(5) 委託業務に係る成果品の納入場所

入札説明書等による。

(6) 入札方法

入札金額は、委託に係る費用の総額とする。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（加算して得られた金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

(1) 「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 過去に、国又は地方公共団体等と種類及び規模が同様の契約の実績があること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県 県民環境部 防災局 原子力安全対策課

原子力監視グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話 089-941-2111 内線2352

メールアドレス genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年7月17日（木）午前10時00分

愛媛県庁第一別館11階 ミーティングスペースB

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付期間

令和7年6月6日（金）から令和7年7月4日（金）午後5時15分まで

イ 受付場所

上記3(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Functional improvement work for electronic dosimeter system with communication function, 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 17 July 2025
- (3) For further information, please contact: Nuclear Safety Measures Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570, Japan
TEL +81-89-941-2111 Ext. 2352
Mail genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

○公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和7年登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和7年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時

令和7年10月21日（火）午前10時

- 2 試験の場所

愛媛国際貿易センター 愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号

- 3 受験申請書の提出期間

令和7年7月11日（金）から25日（金）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所を管轄する保健所（松山市の区域にあつては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和7年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験を実施する職種

- (1) 実技試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
織機調整科
- (2) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種

機械科、織機調整科及び建築科

- (3) 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）

2 試験の実施期日

- (1) 実技試験（織機調整科のみ）

令和7年10月23日（木）、24日（金）8:30～17:15

（予備日 令和7年10月30日（木）、31日（金）8:30～17:15）

（日時は、受験者の申込状況によって決定する。）

- (2) 学科試験

令和7年10月25日（土）10:00～15:15

3 試験の実施場所

実技試験（織機調整科のみ）及び学科試験

今治市桜井団地四丁目1番地の1

愛媛中央産業技術専門学校

4 受験申請書の提出期間

令和7年6月6日（金）から7月4日（金）までとする。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課

6 合格発表

令和7年11月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。

7 その他

- (1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。

- (2) この試験についての問合せは、労政雇用課職業能力開発グループ（電話（089）912-2504）にすること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

厨房機器備品の購入

- (2) 購入物品名及び数量

厨房機器備品 一式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

- (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

- (4) 納入期限

令和8年1月9日（金）（動作確認は令和8年1月16日（金）まで）

- (5) 納入場所

松山城北特別支援学校（松山聾学校の敷地内に建設中）

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-2156

- (2) 入札書の受領期限

令和7年7月9日（水）午前9時から令和7年7月10日（木）午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

- (4) 開札の日時及び場所

令和7年7月10日（木）午前10時
愛媛県庁本館1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和7年6月26日（木）午後5時

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: a set of commercial kitchen equipment and supplies.
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 10 July 2025
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年6月6日

愛媛県監査委員 高 田 健 司
同 大 石 豪
同 高 石 淳
同 帽 子 大 輔

包括外部監査人近藤壮の監査の事務を補助する者		監査の事務を
氏 名	住 所	補助できる期間
高須賀 経	愛媛県松山市柳井町2丁目78番地6	令和7年6月6日から令和8年3月31日まで
塚 本 秀 和	香川県丸亀市風袋町9番地2	令和7年6月6日から令和8年3月31日まで
吉 田 直 輝	愛媛県今治市波方町西浦甲3369番地1	令和7年6月6日から令和8年3月31日まで